

川崎重エグループ  
**行動規範**

第2版

The Kawasaki Group  
**Code of Conduct**

## 社長宣言



川崎重工グループの企業活動は、さまざまな形で社会とつながり、社会に影響を与えています。当社グループが社会と共生し、企業価値を向上させ続けていくためには、利益を上げるだけでなく、従業員・お客様・お取引先・株主・地域社会など、当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーからの要請に応え、信頼を築いていくことが重要です。グループミッション「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する”Global Kawasaki”」の実現に向けて、社会に貢献する製品・サービスを提供するのみならず、公正な事業慣行、腐敗防止に向けた取り組みや、環境・人権への配慮など、事業活動全般を通じて企業として正しく行動し、ステークホルダーとの対話を続けながら社会的責任を果たすことが求められています。

また、川崎重工グループは世界各国で幅広い事業を展開しており、国籍や文化的背景の異なる従業員が数多く働いています。当社グループはグローバル企業として、役員や従業員一人ひとりが国際的なルール・倫理規範、事業を行う国や地域の法令を遵守するだけでなく、個人個人の個性や文化、慣習などの多様性を理解し、尊重しなければなりません。

私は、社長として、ここに「『川崎重工グループ行動規範』は、世界各国・地域の全役員・従業員が一体となり、すべての事業活動においてステークホルダーとの対話を重視し、正しく行動するためのものであると深く認識し、いかなる困難な状況においても本行動規範に即して意思決定し行動する」ことを宣言します。

グループの皆さんも、本行動規範に即して意思決定し行動するよう、お願いします。とりわけ部下を持っている方は、部下の模範となるよう心掛け、部下の指導・啓発に努めてください。

さらに各部門では、本行動規範に加え、業務遂行に際して知っておくべき関係法令や規則、規程類の把握・理解に努めることで、ルール遵守を徹底してください。

この努力は必ず川崎重工グループを強くすることにつながります。

全員で力を合わせ、より一層社会から信頼され、誇りを持って働くことのできる川崎重工グループを築きあげていきましょう。

2019年4月

取締役社長執行役員

金花芳則



# カワサキグループ・ ミッションステートメントと 行動規範の関係

2007年、川崎重工グループは21世紀において果たすべき社会的使命や、ブランド価値向上のため共有すべき価値観、経営活動の原則、構成員一人ひとりの日々の行動に求められる指針を盛り込み、グループ全体の羅針盤として「カワサキグループ・ミッションステートメント」を制定しました。

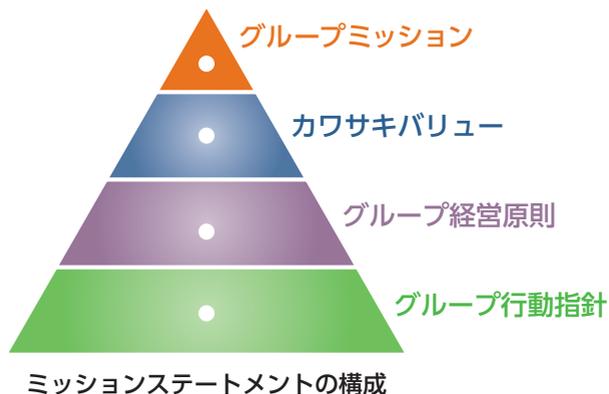
「川崎重工グループ行動規範」はグループ全体の役員・従業員が行動するに際して判断のよりどころとなるべき倫理基準であり、グループミッションの実現を支える基盤と位置づけています。

## カワサキグループ・ ミッションステートメント

### グループミッション (社会に対する役割)

『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”』

川崎重工グループは、広汎な領域における高度な総合技術力によって、地球環境との調和を図りながら、豊かで美しい未来社会の形成に向けて、新たな価値を創造します。



### カワサキバリュー (重きを置く価値：戦略・施策立案の立脚点)

- 多様なお客様の要望にこたえる
- テクノロジーの頂点を目指す
- 独自性・革新性を追求する

### グループ経営原則 (グループ経営の指針、経営活動における原則)

- ① 高機能・高品質で安全な製品・サービスを世界の人々に提供する。
- ② 社会的責任を認識し、地球・社会・地域・人々と共生する。
- ③ 労使の信頼を企業文化とし、グローバルに“人財”を育成・活用する。
- ④ “選択と集中”、“質主量従”、“リスクマネジメント”を指針とし企業価値向上を図る。

### グループ行動指針 (日々の業務遂行においてとるべき行動の指針)

- ① グローバルで長期的な視点に立つ。
- ② 困難な課題に挑戦する。
- ③ 目標の実現に向け、最善を尽くす。
- ④ 社会と人々から信頼される企業人となる。
- ⑤ 自主独立のプロフェッショナルとなる。
- ⑥ 誇りと喜びを共有する、カワサキのよきメンバーとなる。

## 川崎重工グループ行動規範

グループミッションの実現を支える基盤

## 本行動規範の適用範囲

本行動規範は、川崎重工グループ（川崎重工およびその連結子会社からなる企業集団）の役員・従業員および派遣従業員（以下、「役員・従業員」）に適用されます。

また、合弁会社等の持分法適用会社や、お取引先・請負作者・代理店などのビジネスパートナーにも、本行動規範の尊重を要請していきます。

## 各国の法律との関係

すべての役員・従業員は、私たちが事業活動を行う国や地域の法令・規則に従わなければなりません。本行動規範が現地法や国際法・国際規範※よりも高い基準を設定している場合は、本行動規範に従います。本行動規範と現地法や国際法・国際規範が抵触する場合は、上司や関係部門、コンプライアンス部門もしくは川崎重工CSR部に相談してください。

※国際法・国際規範の例としては、「OECD多国籍企業行動指針」やISO9000、ISO14001、ISO26000、「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本原則および権利に関する宣言」などさまざまなものがあります。

## 違反行為に気づいたときにとるべき行動

本行動規範への違反を見つけた場合は、上司や関係部門またはコンプライアンス部門に報告するかコンプライアンス報告・相談制度に通報してください。

川崎重工グループは、通報者の個人情報や秘密情報として取り扱います。通報者は追加情報収集のため、連絡を受ける場合があります。もし通報内容が間違いであり、違反が発見されなかった場合も、通報者が真摯な気持ちで通報した場合は責任を問われません。ただし、悪意のある通報や虚偽の報告をした場合は処分の対象となります。川崎重工グループは、この方針に基づき、真摯になされた報告に誠実に対応します。通報時には、効率的に調査できるよう、できるだけ詳細な情報を提供するようにしてください。

## 違反を通報したことによる不利益な取り扱いの禁止

行動規範への違反を発見し、誠実に報告した人に対して不利益な取り扱いをしたり報復行為をしたりしてはなりません。もしそのような行為を受けた、または目撃した場合はすみやかに上司や関係部門、またはコンプライアンス部門、もしくはコンプライアンス報告・相談の窓口へ報告してください。報復行為を行うこと、報復行為に関与することは懲戒処分の対象となります。

## 調査への協力義務

川崎重工グループに関し、政府や政府機関からの調査または問い合わせがあった場合は、ただちに関係部門に連絡しなければなりません。社内調査もしくは政府調査があることを知ったときは、関係部門からの書面による通知がない限り、川崎重工グループに関するいかなる記録、会計帳簿、もしくはそのほかの文書を廃棄してはいけません。

川崎重工グループからの問い合わせや政府調査には協力しなければなりません。川崎重工グループに関する情報、データ、記録の収集を妨害してはいけません。社内調査や政府調査に対して嘘をついたり、誤解を招く発言をしてはいけません。調査に際し、役員や従業員が正確な情報を得られなくなるような行動をとってはいけません。

## 迷った場合には

もし業務を遂行するに当たり、自己の行動が適切かどうかで迷った場合や、本行動規範に明示されていない事態が生じた場合は、以下のことを自問自答してください。それでも判断に迷った場合は、上司や関係部門、コンプライアンス部門、もしくはコンプライアンス報告・相談の窓口へ相談してください。

- その判断は法律や社会規範に違反していないか。
- 法律や社会規範に違反していない場合でも、本行動規範や社内規則に違反していないか。
- 上司や同僚、または家族に自分の判断や行動を堂々と話せるだろうか。
- お客様やお取引先、地域社会が不利益を被っていないか。

また、次のような言葉を聞いた場合、本行動規範に違反している可能性がありますので十分に注意してください。

- 誰も見てないから大丈夫だ。
- みんなやっている。
- ここではこうするのが普通だ。
- 成果さえ挙げれば方法は重要ではない。

## 改定について

本行動規範の改定は、川崎重工工業株式会社の取締役会決議に基づきます。

## 問い合わせ先

本行動規範と現地法や国際法・国際規範が抵触する場合は、下記までお問い合わせください。

川崎重工工業株式会社 CSR部 e-mail: csr-message@khi.co.jp

# 川崎重工グループ コンプライアンス推進体制

## ■ 全社CSR委員会：

川崎重工グループが企業の社会的責任を果たすため、およびコンプライアンスを徹底するための各種施策を審議・決定し、遵守状況のモニタリングを行います。

## ■ コンプライアンス部門：

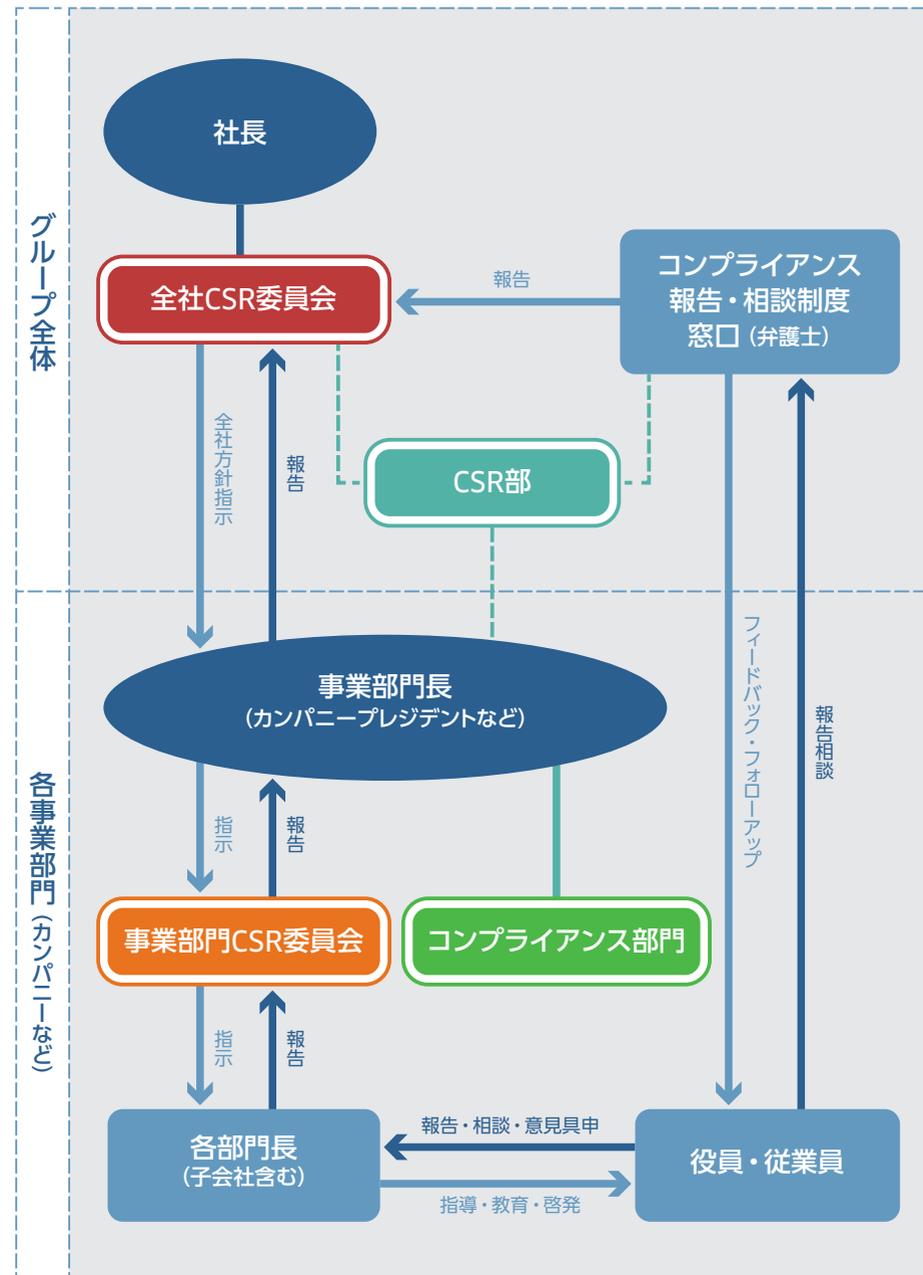
各事業部門（本社・カンパニーなど）にコンプライアンスを担当する部署を設置しています。

## ■ 事業部門CSR委員会：

各事業部門に事業部門CSR委員会を設置し、コンプライアンスやその他のCSR活動を推進します。活動結果は、事業部門長を通して全社CSR委員会に報告します。

## ■ コンプライアンス報告・相談制度（日本国内限定）：

川崎重工業株式会社、国内の連結子会社、本制度の利用対象と定めた会社の役員・従業員が、周囲でコンプライアンス違反の疑いがある場合、外部弁護士に、報告・相談できる内部通報制度として設置されています。



行動規範

# 1

正しく行動するために

この章では、主に「企業と社会のルール」という面から、私たちが気をつけなければならないこと、とるべき行動について述べます。

企業は、さまざまな法令、規則、ルールなどに囲まれています。これらが制定されているということは、その領域には企業が社会に「負」の影響を与えてしまう可能性があることを意味しています。

企業がこれらの法令、規則、ルールなどを破ることは、社会に迷惑をかけること、ひいては社会からの信頼を失うことに直結します。

私たちがこれまで積み上げてきた信頼も、小さなルール違反で容易に崩れてしまうものです。

ここで述べていることはもちろん、記載のない分野のことであっても、各国の法令、規則、ルールを守って、正しく行動しましょう。

# 1 - 1

## 公正な取引

私たちは、公正かつ自由な競争を妨げず、健全な市場を維持するために努力します。

国内外のビジネスにおいて、公正・自由で合法的な競争を行うことは、市場を正しく機能させるために必要不可欠なことです。

競争法（国内では独占禁止法）は各国で整備されています。競争法は、競争を弱め、消費者に不利益を与える行為を禁止しています。競合他社との間で、法律に違反して、価格の維持・操作、市場や販売テリトリーの分割・割り当て、もしくはお取引先やお客様との取引拒絶などを目的とする協議や合意を行ってはいけません。

公共入札における公務員の談合への関与（官製談合）や、諸外国の競争法に違反していないかなどについても注意が必要です。

※国によっては、自国の競争法を域外適用（自国以外の場所で行われた不正な競争に対して自国法を適用すること）している場合があります。

競争法に違反した場合は会社は巨額な制裁金、取引停止、営業停止などを受け、役員・従業員個人には禁錮刑などの厳しい処罰が科されることがあります。

さらに、競争法違反で生じた損害として、民事訴訟により莫大な損害賠償を請求されることがあります。



### 個人がとるべき行動

■ 私たちは以下の行動を行いません。

#### 入札談合

公共入札の際に、落札予定者と落札金額をあらかじめ取り決めて入札に参加すること。

#### 価格カルテル

法律に反して、競合他社との間で製品の販売価格を取り決めたり、不適切に商売上の機密情報を交換したりすること。

#### 市場の分割

法律に反して、市場や販売テリトリーを分割もしくは割り当てること。

#### 取引拒絶

法律に反して、お取引先やお客様との取引を拒絶すること。

#### 再販売価格の拘束

当社グループの製品の販売店などの販売員に対し、販売価格を指示すること。

#### 不当廉売

合理的な理由なく、市場の健全な競争を阻害するほど不当な安値で継続的に販売すること。

■ 競合他社と正当な理由なく接触しません。もし競合他社と接触した場合は、書面による記録を残し、後から正当な理由に基づくものであることがわかるようにします。いかなる場合も、秘密情報や商売上の機密情報を競合他社と交換しません。

■ さらに助言が必要な場合は、上司や関係部門、コンプライアンス部門に相談します。

## 1-2

## 贈賄・汚職の防止

私たちは、不適切な贈答・接待を一切行いません。  
また、不適切な贈答・接待を一切受けません。



川崎重工グループは日本の贈賄防止関連法や米国の海外腐敗行為防止法 (FCPA)、そのほか世界各国の贈賄防止関連法 (以下、合わせて「贈賄防止法」と言います) を遵守します。

贈賄防止法は、事業の受注や維持のため、もしくは不正な利益を得るために、公務員、政治家、政党の役職員に金銭を支払ったり、「価値のあるもの」を提供したり、それらの提案や約束をすることを禁じています。また、贈賄防止法は、相手が公務員であるか民間人であるかに関わらず、商取引に関

する贈賄、すなわち、不適切な影響を及ぼすために相手に「価値のあるもの」を提供することを禁止しています。

贈賄防止法の適用範囲は広く、川崎重工グループの役員・従業員、さらには当社グループのために働くコンサルタントや代理人も、国籍や就業場所に関わらず、すべての贈賄防止法と本行動規範に従わなければなりません。贈賄防止法に違反すると、関与するすべての者が、民事、行政、刑事上の重大な制裁・処罰を受ける可能性があります。

## 贈答・接待

贈答・接待の際には、常識と節度ある判断が必要です。過剰または不適切な贈答・接待は、正常な商取引を歪め、取引の透明性に悪影響を及ぼします。多くの国で厳しい法律があり、また贈答・接待などについて具体的な金額のルールを定めている国もあります。

直接、もしくは家族、友人、ビジネスパートナー、そのほかの第三者を経由して間接的に、「価値のあるもの」を提供する場合は、贈賄防止法に違反しないことを確認してください。

「価値のあるもの」とは、幅広く定義されており、金銭のみならず、贈答、接待、

イベントのチケット、宿泊、ゴルフ、便宜、サービス、貸付や貸付保証、投資または事業機会、土地や設備の使用、就職の口利き (受け手の親戚や友人に対するものも含む)、慈善団体への寄付や政治献金、交通費、および借金の肩代わりなどを含みます。金額や恩恵が小さくても、賄賂の提供は禁止されています。また、実際に贈答・接待を提供したり受けたりしていなくても、それらの提案や約束も対象になります。金額が小さくても、不正な利益を得る目的で、贈答・接待を提供したり受けたりした場合は、不適切、または違法行為となる可能性があります。

## 1-2 贈賄・汚職の防止

### 公務員への贈答・接待

公務員とは、①国や地方自治体およびそれらの関連機関の役職員、②公的な国際組織の役職員、あるいは③公的な立場または公的な代理人として①や②のために働く人のことを指します。公務員は、国や地方自治体およびその他の行政機関の役職員だけでなく、政府保有の、または政府が管理する組織の役職員も含まれます。国内外の公務員への贈答・接待は、少額であっても、多くの国の法律で贈賄と考えられており、民事上、行政上、刑事上の厳しい制裁・処罰を受ける可能性があります。

また、場合によっては、公務員が「ファシリテーションペイメント」を要求してくることがあります。ファシリテーションペイメントは、政府の日常的な手続きを早めたり、実行を確実にしたりするために要求されるものですが、多くの国の法律で禁止されています。したがって、不適切な支払いは少額であっても行ってはいけません。

川崎重工グループは、相手が公務員であるか民間人であるかに関わらず、いかなる形態の贈賄も許容しません。

公務員への贈答・接待は、それを行った国・地域の法律で処罰されるほか、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）など第三国の法律でも処罰される可能性があります。

### 個人がとるべき行動

- 贈答・接待を提供したり受けたりする際には、各社および各部署の規則やルールを厳守します。
- 贈答・接待を提供したり受けたりする際には、以下のことを確認・実施するようにします。

取引の意思決定に不適切な影響を与えないこと。贈賄の意思がないこと。さらに、自国および相手方の国において合法であること。

贈答・接待が合法的なビジネス目的でなされること。金額や内容が取引関係やその国の習慣に鑑みて適切な範囲内であること。

贈答・接待が相手方の組織の行動基準や、相手方との契約に反していないこと。

上司の事前承認を得ること。

贈答・接待に関する日付・内容・金額などを適切に記録すること。

- 不適切な贈答・接待を発見した場合は、すみやかに上司や関係部門、コンプライアンス部門に報告します。
- 公務員に対する贈答・接待はしません。ファシリテーションペイメントの要求を受けた場合は、その事実を記録に残し、上司や関係部門にすみやかに報告し、その後の指示をあおぎます。

## 1-3

## 政治活動・ロビー活動

私たちは、政治的な活動のために不正に会社の金品などの使用・提供をしません。また、不正なロビー活動には関わりません。



## 政治活動

会社の中で政治活動を行ったり、政治活動のために、場所や労力、そのほかの会社資産を提供することは、責任部門がその是非を判断して適切に行わなければなりません。

また、多くの国では公職者やその職員への献金に関して厳しい法律が存在し、国によっては政治献金を賄賂の一種と見なす場合があります。私たちは、事業を行う国や地域における政治献金を規制する法律など、すべての適用法に従い、国会議員、地方議員、国や地方自治体の役職員、政府、政府機関、政府代表およびその代理人などと関わらなければなりません。

本行動規範では、各人が個人的に支持する政党や候補者に対して、個人の時間やお金を合法的に提供することは妨げませんが、会社は個人の政治献金や活動に係る費用の支払いは行いません。

## ロビー活動

ロビー活動とは、川崎重工グループに影響を及ぼすような立法上または規制上の諸問題について、議会・国会議員、政府、政府機関、政府代表およびその代理人などと接触することと定義します。

ロビー活動を行う場合はすべての適用法を遵守し、政府や政府機関、政府代表およびその代理人とのやり取りにおいて倫理的に行動するようにしなければなりません。

政治献金、ロビー活動については多くの国・地域で厳しい法律が存在しており、違反した場合、会社や役員・従業員個人が民事上、行政上、刑事上の制裁・処罰（罰金、資格停止、取引除外などを含む）を受ける可能性があります。また、会社の信用を大きく毀損するおそれがあります。

## 個人がとるべき行動

- 会社の業務の関連であっても、関係部門の承認なく、会社の資産を政治的な活動のために提供しません。
- 業務の時間および会社の資産を、事前承認を得ずに、個人的な政治活動に使用しません。
- 政治献金を行う際には、贈賄とみなされないように透明性のある手続きをし、かつ情報を開示します。また、業務上、左記で示した人との関わりを持つ場合は、誤解を招かないよう十分注意して対応します。
- 川崎重工グループの代表としてロビー活動を行う場合には、必要に応じてそれぞれの国で適切な登録を行い、事前に地域の政府関係部門の承認を得ます。またすべての適用法に従って政府や政府機関、政府代表とのやり取りを行い、常に誠実、率直に行動します。

# 1-4

## 反社会的勢力との 関係遮断

私たちは、暴力団、マフィアなどの反社会的な勢力  
およびこれらと実質的に関わっている組織と  
一切関わりを持ちません。

反社会的勢力とは、暴力団、マフィア  
など、暴力や威力、または詐欺的な手法を  
駆使して経済的な利益を追求する集団また  
は個人のことを言います。

川崎重工グループは、社会の秩序や安全  
に脅威を与える反社会的勢力などに対し  
て、確固たる信念を持って断固とした姿  
勢で臨み、一切関係を持ちません。

反社会的勢力による不当要求に対して  
は、常日頃から警察などの関係当局とも  
緊密な連携を構築しながら対応していく  
必要があります。

反社会的勢力に関わり結果的に彼らの  
利益に資することになった場合、会社の  
信頼を損ねるほか、契約解除や入札  
からの排除を受けたり、各国の法令に  
基づく罰則を受けることがあります。  
また、お客様や投資家の信頼まで毀損  
してしまう可能性があります。

### 個人がとるべき行動

- 反社会的勢力などに対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。
- 反社会的勢力などの脅しや恫喝、また示威行為に屈せず、彼らに利益をもたらすような資金や便宜の供与は、名目や形態のいかんを問わず行いません。
- 反社会的勢力などから接触があった場合は、できる限り複数人で対応し、脅しや恐喝などを受けた場合は、すみやかに関係先に連絡するとともに、警察や司法当局に通報し指導をおおぎます。

## 1-5

## 利益相反

私たちは、会社の利益を犠牲にして、  
私たち自身または第三者の利益を図りません。

利益相反とは、会社の利益と個人の利益が反することを言います。利益相反は、個人の利害によって会社の最善の利益のために行動することが妨げられるときに起こります。利益相反は近親者の事業活動からも起こり得ます。例えば、近親者がお取引先、お客様、または競合他社と密接な関係にある場合、あるいは金銭上の密接な利害関係がある場合は、個人と会社との間で利益相反が発生している可能性があります。

そのような状況が発生した場合は、会社の利益や目的を優先し、個人のまたは第三者の利益を得るために会社での立場を利用してはいけません。また、会社の業

務の公正性や客観的な判断を妨げるような行動をとってははいけません。

川崎重工グループの役員・従業員のビジネス上の優先順位は、まず当社グループにあります。会社の了解なく他の事業を営んだり、他の事業主体の活動に携わったりすることで、当社グループにおける業務に悪影響を及ぼしてはなりません。

また、会社の資産<sup>\*</sup>は業務を行う場合にのみ使用することが許可されており、私的な利益のために使用したり持ち出したりすることは許されません。会社の資産を扱うときには慎重に対応する必要があります。また会社資産の損失を防ぐために必要な対策を講じなければなりません。

<sup>\*</sup> 会社の資産には、有形・無形両方のものが該当し、土地や建物、機械、設備、在庫や金銭などの有形資産や、特許、商標、著作権、ソフトウェアなどの無形資産があります。

利益相反行為は、自分の職務の妨げになったり、会社の信頼を損なう原因となる可能性があります。また、会社の資産を私的に使用したり会社資産に損害をもたらしたりすることは、会社のビジネスに損失を与えることにつながります。会社の同意承認なしにこれらの行為を行った場合、各社の規則に基づき処罰の対象となり得るほか、背任・横領として刑事罰に問われることもあります。また、お客様の信頼まで毀損してしまう可能性があります。

## 個人がとるべき行動

以下の行動は利益相反が懸念されるので十分注意します。また、そのような事例を発見した場合、または発生する可能性がある場合はすみやかに上司や関係部門に確認し、判断をおおぎます。

当社グループの役員・従業員自身や近親者、友人個人もしくはそれらが営む法人が会社と取引を開始する場合

業務上知り得た情報やビジネスチャンス、役員・従業員自身やお取引先、競合他社や第三者の利益のために利用する場合

役員や従業員がその立場を利用して、川崎重工グループでの雇用の判断に不適切な影響を与える場合

役員や従業員が、会社の承認や指示なく、川崎重工グループ外の組織の取締役、もしくは役員に就任することを依頼された場合

役員や従業員が当社グループ以外で雇用されたり、自ら事業を起こそうとする場合

会社資産の取り扱いについて、以下の注意をします。

会社の資産を無断で販売・譲渡・売却などを行うことにより、個人的な利益を得ようとしません。万が一個人的な目的で使用する必要がある場合は、上司と関係部門の事前の承認を得ます。

経費の不正精算を行ったり、架空取引を行うことなどにより、会社資産を不正に取得しません。

## 1-6

## 輸出入管理

私たちは、輸出入に関して適用される法令・規則を守ります。

川崎重工グループは、グローバルに事業を展開する企業として、世界中に製品やサービスを提供しています。また同様にさまざまな国や地域から製品や技術、原材料を輸入しています。

輸出入を行う際には、事業を行う国や地域に適用されているすべての輸出入関連法令および経済制裁措置を遵守します。

国際的な平和および安全の維持という安全保障の観点から、武器そのものを含め、軍事転用可能な貨物の輸出を規制するため、国際的な取り決めをはじめとして、各国・地域において、輸出関連法令および経済制裁措置などが定められています。

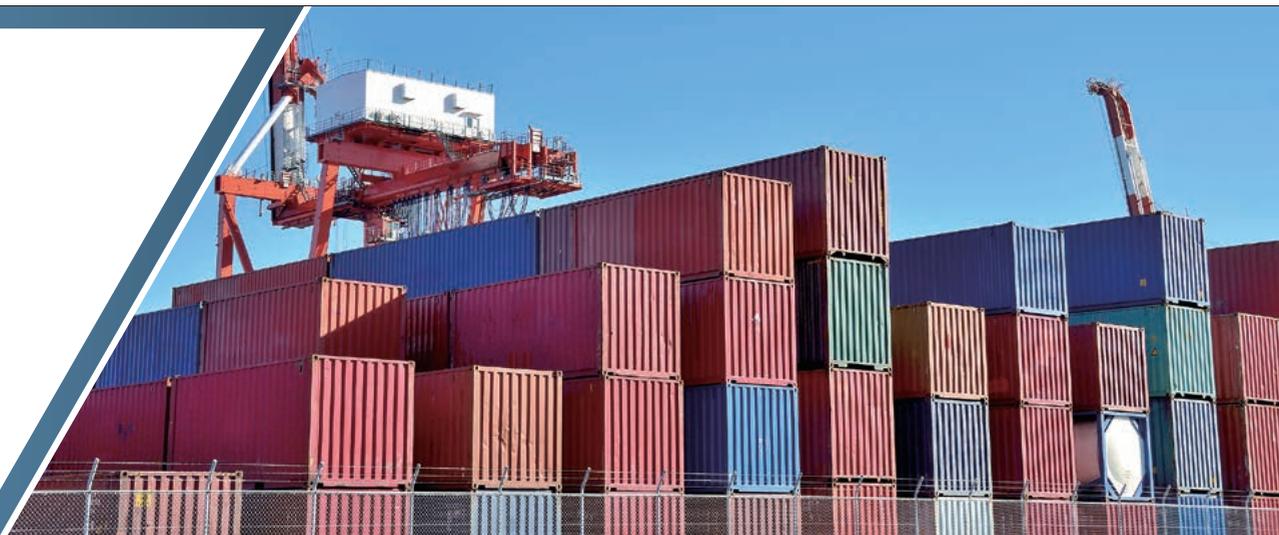
これらの輸出関連法令は、製品だけでは

なく、サービスや技術、情報についても規制しており、国や地域によっては一時的に在籍している外国人に対して、たとえ同じ職場で働いていたとしても、適切な手続きなしに技術情報を開示することが違法となる場合があります。

直接海外の取引に関わっていない場合でも、海外での展示会への出展、海外拠点への出張、海外拠点への資料やデータのメールによる送受信、そのほかの媒体やパソコンの海外拠点への提供なども、輸出関連法令の管理の対象となります。

輸入もまた、さまざまな法令の対象となります。たとえば、申告書類の提出や関税の支払いを求められることがあります。

輸出入に関連する法令・法規に違反すると、会社が制裁金、輸出入の禁止・制限などの処罰の対象となるほか、役員・従業員個人へも刑事罰が科される可能性があります。違反すると、材料調達や、製品・サービス・技術・情報の入手や、市場へのアクセスができなくなるなど、川崎重工グループの事業に重大な損害を与える可能性があります。



## 個人がとるべき行動

- 海外の相手取引先（駐在員事務所やグループ内企業も含む）への製品の輸出やサービス、技術などの提供にあたっては、日本国の「外国為替及び外国貿易法」や外国法（たとえば、米国の法律や規則）、国際的な取り決め、当該国・地域で適用される法規制などに基づいて定められた取引審査を実施します。
- 製品やサービスを輸出入する際には該当する国や地域での納税義務を果たしていること、また輸出入申告を税関に申告していることを確認します。
- 製品やサービスの輸出入にあたっては、規制当局の許可が必要かどうか、必要であれば許可を取得済であることを確認します。
- 武器そのものや軍事転用の可能性が高いものとして特に規制されている特定の製品またはサービスの輸出入や、経済制裁措置が取られている国や地域、また団体との取引にあたっては、関連法令や輸出入管理部門への確認を徹底するとともに、必要に応じて行政機関への相談を行い、その指示に従います。

## 1-7

## マネーロンダリングの防止

私たちは、マネーロンダリングを許したり、  
またマネーロンダリングに利用されることのないよう、  
取引のすべての過程で留意します。

マネーロンダリングとは、法人や個人が  
麻薬取引や脱税、不正決算などで得た資金  
を、隠したり、合法的に得た資金に洗い替  
えしたりするプロセスのことを言います。

マネーロンダリングはしばしばテロリスト  
や暴力団などの反社会的勢力の資金源と  
なっていることがあります。これらを見逃し  
たり結果的に手助けをしないように注意し  
なければなりません。

意図的な加担をしていない場合でも、  
重大犯罪に関与してしまうことは会社にと  
って大きなリスクとなるため、厳重な注意  
が必要となります。

マネーロンダリングは重大な金融犯罪  
です。各国の刑法で規制されており、  
関与してしまった場合、故意ではなくて  
も厳しく罰せられることがあります。

## 個人がとるべき行動

継続的に取引を行っている企業においても、以下の不審な点があった場合は、  
マネーロンダリングの可能性ありますので十分注意します。

さまざまな種類の小切手や現金で取引が行われる場合

請求書または契約書の通貨とは異なる支払いがあった場合

支払いが契約の当事者以外から行われた場合

過払いの入金があった場合に、相手側から現金での払い戻しを求められた場合

不明または不要な仲介業者が取引に関わっている場合

高リスクの国やお取引先企業が取引に関わっている場合

疑わしい行動を見聞きしたり、社内外から疑わしい要求を受けたりした場合は、  
上司、財務部門、コンプライアンス部門などに報告します。

## 1-8

# 正確で完全な財務報告

私たちは、真実に基づき、法令などに定められた基準に従って、適切な会計処理を行います。

その結果、正確で完全な財務報告を作成し、社内外のステークホルダーに適時適切に開示します。

会社が適切な意思決定を行うためには、データや報告が正確で完全であることが重要です。株主や投資家などのステークホルダーに正確な財務報告を提供するためにも、役員および従業員一人ひとりが、ルールに従って、正確で完全な記録と手続きを行わなければなりません。

正確で完全な報告のためには、都合の悪い情報を隠さず、事実を曲げずに報告することも大切です。意図的なデータの改ざんは、社内の正確な判断を妨げるだけでなく、社外への虚偽の報告につながり

金融商品取引法違反を引き起こすことがあり、社会から川崎重工グループへの信頼を損ねてしまうかもしれません。

川崎重工グループは、会計処理・財務報告を、法令や規則に定められた正しい基準に従って行い、ステークホルダーに対する財務情報の信頼性を確保します。

社外のステークホルダーには、各国の税務当局が含まれます。適切な会計処理と正確で完全な財務報告が、適切な納税につながるからです。

不正な経理処理や財務報告を行った場合、個人が刑事上・民事上の責任が問われるほか、背任行為として制裁を受けたり、会社の信用が失墜するなどの重大なダメージを受けます。

## 個人がとるべき行動

- 売上計上や費用計上など必要なすべての取引を、正確・迅速に記録します。
- 記録の改ざんや粉飾、都合が悪い事実の隠ぺいを行いません。
- 部品・費用や工数の計上は、ルールに従って正しい案件に対して行います。
- 目標数値を達成するために、実際には当年度中に発生した事象を翌年度に発生したことにして、その事象の当年度での計上を回避するなど、目標達成を優先した不正行為を行いません。
- 不正と思われることを指示されたときには、上司（もし、そういう指示をしたのが上司である場合は、さらに上の上司）、経理部門、コンプライアンス部門などに相談します。
- 監査や税務調査を受けるときには、必要な情報を迅速に提供するなど、監査などが円滑に進むように社内外の監査人・調査官に協力します。

# 1-9

## インサイダー取引の禁止

私たちは、未公表の重要な情報を、自分または第三者の利益のために使用しません。

株価を左右するような未公表の重要な内部情報を知りながら、川崎重工や他社の株式などの売買を行うことは、インサイダー取引として法律で禁止されています。また、他人に利益を得させる目的などで、未公表の重要な内部情報を教えたり、売買

を勧めたりすることも、インサイダー取引として法律違反となるおそれがあります。

重要な情報とは、会社の株価に影響を与える情報であり、上場企業の子会社の情報で、企業グループの経営に大きな影響を与えるものも含まれます。

### 【具体例】

株式の発行 / 公開買付け (TOB) / 合併 / 巨額の架空売上 / 業務上の提携 / 製品の検査数値改ざん / 災害に起因する損害 / 巨額の協調融資 / 行政処分 / 業績予想・配当予想の大幅修正

インサイダー取引に関わる法令に違反した場合、役員・従業員個人が刑事罰や行政上の措置といった厳しい処分を受けます。

### 個人がとるべき行動

- 川崎重工グループやお客様、お取引先の重要な未公表情報を、個人的な利益のために使用しません。
- 未公表の重要情報の取り扱いにあたって、情報管理の徹底を図ります。
- 未公表の重要情報を得た場合、家族や友人などの第三者に、その会社の株式などを売買するよう勧めません。
- インサイダー取引の疑いがかけられないように注意し、川崎重工の株式の取引にあたっては定められた手続きを遵守します。

## 1-10

## 情報セキュリティ

私たちは、会社の機密情報を適切に管理し、利用・保管します。

川崎重工グループが日常の業務でアクセスしている情報の中には、外部に漏れた場合に営業上や法律上の地位が脅かされる機密情報が数多くあります。機密情報には、価格・研究開発・製品・製造・人事・経理・ノウハウなどに関わるさまざまな情報が含まれています。それらはビジネスを成功させるためにも非常に重要な情報であり、慎重な取り扱いが求められます。

電子データかハードコピー（紙媒体）かの形態に関わらず、機密情報は慎重に取り扱い、配付、管理、保管には十分な注意を払ってください。

機密情報の盗難・紛失・漏えいは、お客様と川崎重工グループに重大な影響をおよぼすおそれがあります。そのことによって、会社や役員・従業員個人が民事上、行政上、刑事上の制裁・処罰を受ける可能性があります。また、会社の信用を毀損するおそれがあります。

業務でコンピュータを使用している場合はさらに注意が必要です。パソコンやCD-ROMなどの電子媒体の管理だけでなく、機器に対する定期的なデータのバックアップや地震・停電・落雷などの天災への対策もあらかじめ行う必要があります。

また、外部からの不正アクセスや盗難についても十分に注意が必要です。情報漏えいや電子媒体の紛失・盗難がないよう常に対策をとるとともに、万が一このような事態が生じた場合は、ただちに適切な対応を取る必要があります。

## 個人がとるべき行動

- 会社で保有している機密情報を厳重に管理し、適切に使用します。
- 機密情報のハードコピーについては配付時に通し番号を振る、閲覧終了時に回収するなど、十分な対策をとります。また、保管する際には鍵のついた場所に保管するなど、限られた人だけが閲覧できるようにします。
- コンピュータや電子媒体が盗難や不正アクセスなどの被害に遭わないよう、強力なパスワードや暗号化ツールを活用するなどして、十分に注意を払います。万が一、盗難や不正アクセスなどの被害が生じた場合は、ただちに関係部門に報告し指示をおおぎます。
- 不明な宛先から来た不審なメールや添付ファイルについては安易に開かず、まずは上司や関係部門に確認を行います。
- インターネットの使用時も、悪意のあるサイトへのアクセスで外部からの不正侵入の経路にならないよう注意します。
- SNSなどの利用にあたっては、会社についての発言、従業員としての発言が企業情報の漏えいにつながる可能性があることを自覚して行います。
- 在職中だけでなく退職後も、社内規定の手続きによることなく会社の機密情報を開示・漏えいしません。また、前職で得た機密情報を川崎重工グループで使用しません。

## 1-11

## 個人情報保護

私たちは、個人情報を定められた利用目的に従い、正しく使用するとともに、紛失・漏えいすることのないよう、十分注意して管理します。

個人情報とは、個人に関する情報、または生存する個人を識別できる情報、などと各国の法制で定義されています。

具体的には以下の例などが個人情報に該当し得ます。

- 氏名
- 生年月日
- 社会保障番号（身分証明書番号）
- メールアドレス
- 特定の個人が識別できる映像や音声

単体であれば個人を識別することが困難な情報でも、複数の情報を組み合わせることで個人が識別可能であるものは、個人情報とみなされる場合があります。

個人情報保護を怠り不適正な取り扱いをした場合、会社が刑事罰や巨額の損害賠償などを科される可能性があります。役員・従業員個人も、法律や各社の社則に基づき処罰の対象となり得ます。

グループ内、あるいは業務委託先であっても、本人の同意を得たり、法令で定められた手続きを経たりすることなしに、情報の共有や提供を行うことは認められていません。

個人情報保護については多くの国・地域で厳しい法令が存在しており、域外への個人情報の移転を規制している場合もあります。

業務上で個人情報を取り扱う場合には、自国の法令や規則に則り適切に行うことはもちろん、関係する他国の法令などにも注意を払う必要があります。

## 個人がとるべき行動

- すべての個人のプライバシーを尊重し、個人情報の保護に細心の注意を払います。
- 業務上で個人情報を取得・管理・利用・提供・破棄する場合は、以下のことを守り慎重に行います。

個人情報を正当な業務目的のみで取得・管理・利用・提供し、不要となれば直ちに破棄する。

匿名情報を使用することが妥当である場合は、個人情報の代わりに匿名情報を使用する。

個人情報へのアクセスは、正当な業務目的で個人情報を必要とするものに限定する。

個人情報を誤って紛失したり破棄したりしないように十分注意する。

個人情報の目的外利用、紛失または盗難、破棄などに気づいた場合は直ちに適切な対応を行う。

## 1-12

## 知的財産権の尊重

私たちは、会社の知的財産権を保護し、これを積極的に活用します。  
私たちは、他者の知的財産権を尊重し、侵害しません。



知的財産とは、特許・実用新案・意匠・商標・著作物など各関係法令で知的財産権として保護されているものや、ノウハウ・営業秘密など、創造的活動によって形成された無形資産に対する権利を指します。業務に関連して創作された知的財産は原則として会社に帰属します。

知的財産は事業を行う上で必要不可欠な財産の一つであり、それらを無断使用や漏えいから保護し、積極的に活用しなければなりません。また同時に、第三者の知的財産権も尊重し、許諾なく使用することを避けなければなりません。

第三者の知的財産を許諾なく使用した場合は、本来の知的財産権者から差止請求を受けるおそれがあります。これは、自社の製品やサービスに既に広く適用している知的財産が第三者の権利を侵害している場合にも生じ得るため、差止請求を受けると、その事業の継続が困難になる可能性があります。また、第三者の知的財産権を侵害すると、会社や役員・従業員個人が、民事上、行政上、刑事上の厳しい制裁・処罰を受けるおそれがあります。

## 個人がとるべき行動

- 新たな知的財産が生じたとき、および、知的財産に関する問題が起こったときは、すみやかに知的財産を所掌する部門に報告します。
- 新しい製品やサービスを市場に出すときは、上司や関係部門の判断をおおぎながら、第三者の知的財産権を調査し、許可なく使用することがないようにします。もし、第三者の知的財産と自社の新製品やサービスの知的財産との関連性に気づいた場合は、すみやかに上司や知的財産を所掌する部門に相談します。
- 自社の知的財産権が侵害されていること、第三者の知的財産権を侵害していること、またはその疑いがあることを発見した場合は、すみやかに上司や知的財産を所掌する部門に相談します。
- 知的財産を発表したり、第三者に開示・貸与・譲渡・売却する場合は、事前に知的財産を所掌する部門の承認を得なければなりません。
- ソフトウェアや新聞・雑誌などをコピーする行為や、インターネット上の他者の著作物を使用・改変・頒布する際は、他者の著作権を侵害していないか十分に注意します。

行動規範

# 2

## ステークホルダーと 向き合うために

この章では、ルールとしては必ずしも成文化されていないけれども、私たちが社会やステークホルダーに対して持つべき倫理観、果たすべき責任について述べます。

私たち川崎重工グループは、製品・サービスを通じて、また事業活動の各プロセスを通じてさまざまなステークホルダーと関わっています。また、グローバルな事業展開を通じて国境を超えたステークホルダーともつながり、更には、グループミッションが示す通り、「環境」や「未来」といった、時空を超えたステークホルダーともつながっています。

ステークホルダーに配慮し、信頼を得ることは企業活動の根本です。さまざまなステークホルダーに対する私たちの倫理的行動が、川崎重工グループの基盤を支え育みます。

## 2-1

# 製品・サービスの 品質と安全性

私たちは、高機能・高品質で  
安全な製品・サービスを提供します。

川崎重工グループは、品質や安全性の高い製品およびサービスの提供をお客様から期待されています。その期待に応えるためには、私たちは品質向上に向けた努力を日々続ける必要があります。また法令や社内基準を満たし、安全な製品やサービスを提供することも、私たちの責任であり使命です。

製品の契約・開発・設計から製品納入後のサービスに至るすべての段階において、品質や安全性に配慮する必要があります。取扱説明書などを作成する場合は、警告などを行って誤った使用を防ぐとともに、安全で正しい使い方を説明するように心がけなければなりません。

性能・安全に関しては、契約や仕様書に定めた事項のほか、法令・規則でも遵守事項が定められています。もしこれらに違反した結果として製品やサービスに不具合が生じ、お客様などの身体や財産を損ねてしまった場合、会社や役員・従業員個人も民事上、行政上、刑事上の責任が問われ得ます。また、会社の信頼も大きく損なわれることにつながります。

### 個人がとるべき行動

- 最高の品質の製品・サービスをお客様に提供できるよう、最大限の努力をします。
- 製品・サービスに関するお客様や社会からの声や要望には、常に真摯に耳を傾けます。
- 製品やサービスの品質や安全性を確保するため、関係法令を遵守するとともに、所定の手順や必要とされる措置を確実に実施します。
- 品質・性能や安全性を偽る行為（製品の検査記録を捏造したり、性能試験において不正を行うなど）は絶対に行いません。
- もし製品やサービスの不具合により、お客様などの身体または財産を損ねた場合、あるいはその懸念に気づいた場合は、すみやかに関係部門に連絡し、最優先で問題の解決に努めます。また、関係部門からの指示に基づき、根本原因を究明し、再発防止に向けた是正処置を講じます。



## 2-2

# 技術者倫理の遵守

私たちは、高い倫理観を持って  
技術開発を行います。

川崎重工グループは、高度な技術力によって持続可能な社会の実現に貢献し、社会から信頼を獲得し続けていく会社でなければなりません。

お客様から安心され、信頼される製品やサービスを提供することはもちろん、常にグループミッションに則って、豊かな生活と地球環境の未来に貢献する製品を開発し、社会的責任に応えなければなりません。

私たちは法令や社会の規範・倫理を守り、常に高い倫理観を持って技術開発を行います。社会からの信頼を失うような違反は決して起こしてはなりません。

技術者として、職務を遂行する過程で技術者の倫理に反すると判断される状況に直面した場合は、これを行ってはなりません。また、製品やサービスの技術者倫理に関するリスクや問題に気づいたときは、すみやかに上司や関係部門に報告します。

## 個人がとるべき行動

- 専門知識や技術・経験を活かして、人類の健康・幸福と社会の安全、環境保全に貢献します。
- 常に自らの専門的知識・能力の向上に努めることによって、技術革新を生み、安全で優れた製品・サービスを提供します。
- 人財の育成に努め、技術の伝承を推進します。
- 科学的事実に基づき、また法令や社会通念の変化を常に認識して、公正・自律的に判断し、正直かつ誠実に行動します。製品の性能を高く見せる目的のためにデータに作為をするような行為は絶対にしません。
- 専門知識と経験に基づき、技術の健全な普及と強化に努めます。



## 2-3

## 事業活動における人権の尊重

私たちは、事業活動においてすべての人々の人権を尊重します。

世界人権宣言では、人権は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」と定義されています。

一人ひとりの人権を尊重するために、人種・肌の色・性別・年齢・国籍・社会的出身・家柄・性的指向<sup>※1</sup>・性自認<sup>※2</sup>・婚姻歴・宗教・政治的信条・心身障がい・健康状態などに関わりなく、あらゆる人に等しく尊厳と敬意をもって接しなければなりません。

※1：性的指向：  
同性愛・両性愛・異性愛など、好きになる相手の性別に関する概念。特定の人を好きにならない（無性愛）なども含む。

※2：性自認：  
自分で自分の性別をどう考えるか、という概念。身体上の性別とは必ずしも一致しない。また、必ずしも男女のどちらかとは限らない。

会社の作為・不作為が社会から人権軽視とみなされた場合、たとえ法令・規則に違反してなくても、製品不買運動、損害賠償請求、投資対象からの排除など、大きなダメージにつながりかねません。

また、労働に関しては、次のような人権の侵害が世界的な問題となっています。このような労働や雇用は決して容認してはなりません。

- **強制労働**：同意のない労働、脅しによる労働のことで、監禁や債務による拘束など、さまざまな形態があり、搾取暴力、虐待などから保護される権利や尊厳を保つ権利などを侵害します。
- **児童労働**：国際条約や各国法で規定される最低年齢に満たない子どもが従事する労働のことで、教育を受ける権利や、搾取や暴力・虐待などから保護される権利などを侵害します。

## 個人がとるべき行動

- 業務上で出会った人すべてに対し、公正に敬意をもって接します。（川崎重工グループ内の役員や従業員同士だけではなく、お取引先やお客様、地域の人々、当社グループに就職を希望する人なども含む）
- 個人の基本的な人権、個性を尊重します。
- 高圧的、攻撃的な行為や悪意のある行為・ハラスメントを行わず、差別的または不適切な言動をとらないように注意します。
- 性的な言動で相手に不快を感じさせるなど、職場環境を害さないようにします。
- 定められた仕事以外では、たとえば女性に掃除や男性に残業を強いるなどの男女差の固定観念に基づく言動を行いません。
- 自分の担当業務における決定や行動が第三者の人権に影響していないか自問します。
- ハラスメント、差別であると思う行為を見たり気づいたりした場合には、上司や関係部門、コンプライアンス部門にすみやかに報告します。

## 2-4

# 製品・技術の倫理に反する使用の排除

私たちは、非倫理的な使用のために製品・技術を提供しません。



世界的に、製品・技術の提供行為における企業の倫理的責任への要請が高まっています。

たとえば、企業が提供する製品や技術が、企業が想定した目的を超えて、組織や個人の犯罪、もしくは人権侵害などのために使用されたり、またそのような物品の製造に使われてしまうことがあります。

非倫理的な使用とは、直接・間接を問わずステークホルダーや社会に悪影響を及ぼすことを指します。

企業が製品や技術を提供する際に、誰に提供するのか、またその提供先がそのように企業の製品や技術を使用するのかをきちんと判断し、不本意な使用を防ぐ努力をすることが求められています。

### 個人がとるべき行動

- 当社グループの製品・技術の特性とこれらを提供する際の倫理的責任を認識します。
- 製品および技術の国外への提供については、関係法令の定めるところに従い、輸出許可の必要な製品や技術かどうか、お客様や用途が適格かどうかを慎重に確認し、必要に応じて行政機関に相談するなどして、取引の可否を判断します。
- 国外への製品・技術の提供については、安全保障貿易管理に係る国際レジームや関係法令・規則などを遵守します。
- 初めてのお客様からの引き合いがあった場合は、そのお客様の国籍・事業内容・出資者・用途などを必ず確認します。

## 2-5

# 寄付・賛助

私たちは、社会と共に生きる企業市民として、責任ある寄付・賛助行為を行います。



企業が善き企業市民として活動を行う中で、寄付や賛助も重要な社会的責任の一つです。川崎重工グループの各社は、それぞれの所在国や地域の課題・ニーズに基づき、社会的責任を果たすため、時代や状況に応じた取り組みを実践していきます。

ただし、本行動規範で規定しているように、贈賄はもちろん、不当な圧力または不正な目的のための政治献金などを行ってはなりません。

寄付・賛助の依頼の中には、正しい目的・組織を装った意図的な不正行為が混じることもありますので、これら不正行為への加担を防ぐために、寄付の必要性・妥当性については十分に考慮します。

※寄付：金銭や財産などを公共事業、公益・福祉・宗教施設などへ無償で提供すること。

賛助：事業などの趣旨に賛同して力を添えること。あるいは事業に協力すること。

贈賄：見返りに不正な利益を得るために、不適切に金品などを提供すること。

寄付や賛助を装った贈賄に対しては、民事上、行政上の制裁・処罰や、各国の税法、刑法に基づく罰則が科される可能性があります。また、会社の信用を大きく毀損するおそれがあります。

## 個人がとるべき行動

- 寄付・賛助の形態と目的が、適切かつ合法であること、および、川崎重工グループが社会的責任を果たすためのものであることを確認します。
- 不当な圧力、不正な目的のためには、決して寄付・賛助を行いません。
- 寄付・賛助が不正につながることはないよう十分な注意を払い、懸念のある場合は上司や関係部門、もしくはコンプライアンス部門に判断をおおぎます。

## 2-6

# 企業情報の開示

私たちは、社会から理解と信頼を得るため、企業情報を適時適切に開示します。



企業情報は、財務に関するデータや報告だけでなく、製品や技術の内容、コンプライアンスなどに関わる情報を含みます。企業の透明性を確保し社会的責任を果たすために、また社会から理解と信頼を得るために、企業情報を適時適切に開示することが必要です。

企業情報の開示は、開示を担当する部門が、社則などに則って経営陣からの承認を経た上で、プレスリリースや会社のWebを通じたアナウンスなどの正式な手段で、広く社会に情報発信する形で行います。

情報開示に際しては、定められた法律などに基づいて正しく開示するのはもちろんのこと、該当する法律・規則がない場合でも、その情報が重要と判断される場合は、自ら進んで開示します。

また、企業にとって都合のよいことだけを開示するのではなく、重要と思われるものは、良い情報も悪い情報も適時適切かつ公正に開示し、企業として常に十分な説明責任（アカウンタビリティ）を果たすという姿勢で臨むことが重要です。これらの積み重ねがステークホルダーからの理解と信頼の獲得につながります。

※企業情報の開示は、開示を担当する部門が正式な手続きを経て行います。開示を担当する部門でない役員・従業員は、開示前の重要情報を厳重に管理し、個人的な判断で公表することのないようにします。本2-6項は、1-10項（情報セキュリティ）に定める企業情報の管理上の義務に従うことを条件とします。

# 2-7

## 人財の多様性の尊重

私たちは、従業員一人ひとりを大切に、  
能力が発揮されるように支援します。  
私たちは、多様性を尊重し、すべての人が  
いきいきと働ける職場を目指します。

川崎重工グループは、グループミッションと事業目標を達成する上で従業員は最も重要な財産であると考え、「人財」と表現しています。

会社は人財である従業員が能力を最大限に発揮できるように公平・公正な職場風土の整備を進めています。また、従業員の多様性(ダイバーシティ)を尊重し、さまざまな価値観と能力、各人が培った経験を受け入れ・活かす職場作りに努めています。

従業員が、人種、肌の色、性別、年齢、国籍、出身、家柄、性的指向、性自認、婚姻歴、宗教、政治的信念、心身障がい、健康状態などに

関わりなく、それぞれの多様性を活かし、最大限の能力を発揮することでグループとして組織の活力や創造性、ひいては企業の競争力を高めていくことができます。

今後も、性別、年齢、国籍や障がいの有無に関わらず、全従業員が活躍できる、個人の多様性を尊重した職場風土作りを進めます。

さらに、すべての従業員が仕事とプライベートをバランスよく両立させ、仕事にやりがい・働きがいを感じ成果が出せる、働き方の多様性が尊重された職場を提供していきます。

人種、肌の色、性別、年齢、国籍、出身、家柄、性的指向、性自認、婚姻歴、宗教、政治的信念、心身障がい、健康状態などに基づく雇用機会・待遇・教育・評価・昇進などの不平等は、川崎重工グループの価値観にそぐわないもので、人財確保の面での損失となることもあります。また、過度の長時間労働は従業員個人の健康を損ね、メンタル不全による離職を招くおそれもあります。差別禁止法および労働法に違反した場合、会社や役員・従業員個人が民事、行政、刑事の厳しい制裁・処罰を受ける可能性があります。また、会社の信用を大きく毀損するおそれがあります。

### 個人がとるべき行動

- 多種多様な能力・価値観・発想を持った個性を認め合います。
- 多様な視点から自由闊達に議論することで、新たな知恵や技術を創造し続けます。
- 自らの能力を最大限に発揮できるよう、常に最善の努力と自己研鑽に努め、自分ならではの付加価値を発揮し、組織に貢献します。
- 従業員の採用・選抜・育成および昇進は、法律に従うとともに、技能・能力・経験・実績に基づいて公平・公正に行います。
- 障がいというハンディキャップがあることへの理解を深め、正しい理解のもと、互いに働きやすい環境づくりを行います。
- 仕事とプライベートのどちらの質も向上・充実させるため、会社が用意する多様な働き方を自律心と責任を持って利用し、業務の効率化や生産性の向上に取り組み、成果を出すことに努めます。



## 2-8

# 従業員の安全と健康

私たちは、安全と健康が最優先であることを認識し、安全で健康的な職場環境を実現します。

企業には、従業員の安全や健康を守る義務があり、従業員は、労働災害を防止するために必要な事項を守り、企業が実施する労働災害防止の措置に協力する義務があります。

川崎重工グループは、「人間尊重」ならびに「健康第一」を旨とし、「安全と健康を最優先する職場風土を構築し、心身ともに健康で働くことのできる安全で快適な職場環境の実現」に取り組んでいます。

従業員が安全な環境で、健康を維持しながら元気に働き続けることは企業にとって重要な財産である人財の価値を向上させることにつながります。

体だけではなく、心の健康にも注意を払い、良好なメンタルヘルスケアを行います。

安全衛生については、多くの法令・規則があります。また、各社にも社内規則があります。

これらに違反すると、従業員がケガを負ったり、健康を損ねたりするおそれがあり、生産性の低下にもつながります。さらに、会社や役員・従業員個人が、民事上、行政上、刑事上の制裁・処罰を受ける可能性があります。

## 個人がとるべき行動

- 労働安全衛生に関する法令や会社の方針・規則を遵守します。
- 健康第一の精神から、常に従業員自身や同僚の健康にも気を配り、何か不調を察知した場合には早めの対処をします。一方で、同僚のプライバシーも尊重します。プライバシーに関する懸念がある場合は、上司や関係部門に相談します。
- 安全を最優先し、自分を含め従業員や職場で働くすべての人、来場者の人命を第一に、安全確保に常時努め行動します。
- 必須の訓練に参加します。また、法令に基づき資格または教育が必要な業務に関しては、資格取得後または教育受講後に業務に従事します。
- 病気、アルコール、薬物などにより、正常な業務遂行能力が低下した状態で業務に従事しません。
- 安全でない作業や健康を害する作業を発見した場合はすみやかに中断し、上司や関係部門に報告します。また、安全や健康に関して問題が発生したり発生するおそれを感じた場合も、すみやかに上司や関係部門に報告します。
- 定められた健康診断を受け、その結果に応じて、精密検査など、健康を守るために実施すべきことを行います。また、日頃から健康を意識し、自ら健康に良い行動・習慣を実践して、心身の安定と活力の向上を図ります。
- 自分の周囲の人間とのコミュニケーションを良好に保ち、人間関係をより良くしていくことに努めます。

## 2-9

## お取引先との協働

私たちは、公正・公平な調達活動に取り組みます。  
 私たちは、お取引先と協働し、  
 社会的責任を果たしていきます。

お取引先（ここではサプライヤーを指します）は、川崎重工グループが事業活動を行う上で欠かせないパートナーの一つです。

川崎重工グループはお取引先とともに発展・成長していくことを目指しています。そのためには、お取引先に敬意を払い、協働して社会的責任を果たしていくことが必要です。

お取引先の選定は公平な参入機会を設け、適正な競争の確保と公正な評価をしなければなりません。

また、川崎重工グループが事業を行っていく上で、コンプライアンスをはじめとして、人権、労働、安全衛生や環境への配慮など、社会的責任に沿った調達活動を行うことも

必要不可欠です。そのためには、グループ内だけでなくパートナーであるお取引先とも協働し、サプライチェーン全体で取り組んでいくことが世界的な要請となっています。

また、企業は調達行為を通じても不正行為、または非倫理的な行為に加担しないことが必要です。

例えば、紛争鉱物\*を調達・使用することによって、紛争や非人道的行為に加担する行動は避けなければなりません。

\*紛争鉱物とは、コンゴ民主共和国およびその周辺国で産出される4鉱物（錫、タンタル、タングステン、金）を言います。この鉱物は虐殺や略奪、性的暴力などの非人道的な行為を繰り返す武装勢力の資金源となっており、米国やEUなどで取引を規制する動きがあります。

社会的責任に関してお取引先と協働していくことを怠った場合、お客様や株式市場からの信頼を失うことにつながります。

## 個人がとるべき行動

- お取引先には広く公平な機会を提供し、公正に評価を行います。
- お取引先を不当に扱ったり、交渉上の立場を濫用しません。
- お取引先を選定する際には、品質、価格、納期などだけではなく、法令や規制の遵守、人権の尊重や安全の確保、環境保護などの社会的責任を果たしているかも考慮に入れます。
- お取引先へは川崎重工グループの「CSR調達ガイドライン」を開示し、社会的責任への協働を要請します。またその状況をモニターし、必要があれば、改善に向けた働きかけをしていきます。

## 2-10

# 地球環境への貢献

私たちは、地球環境に調和した製品・サービスの提供を行い、持続可能な社会の発展に貢献します。



人類は、豊かな生活を得るために大規模な開発を進め、限りある天然資源を必要以上に消費したり、大量の森林を伐採するなど、生態系を損ねながら、地球環境に著しい変化をもたらしてきました。

また、こうした過程で排出される二酸化炭素などの温室効果ガスは、今では地球温暖化の主な原因となり、未来の地球環境に大きな影響を及ぼすことが懸念されるようになってきました。

このような変化から目を背け、今後も無秩序な開発や消費を続ければ、地球上の多くの生命が失われかねません。

こうした身近に迫る危機に対し、地球規模で持続可能な社会の実現が真に叫ばれています。

川崎重工グループは、資材の購入から製造、流通、使用、廃棄にいたる製品ライフサイクルを考慮した設計とモノづくりで、環境負荷を低減していきます。

さらに、環境に配慮した製品・サービスを通じて、人々の豊かな生活の実現と同時に地球環境の未来に貢献できる企業を目指します。

世界各国に環境に関するさまざまな規制があります。

法令遵守は環境マネジメントの原則ですが、万が一これを怠り法令に抵触した場合は、会社や役員・従業員個人は、操業停止や刑事罰などを受け、会社の信用を大きく毀損する可能性があります。

### 個人がとるべき行動

- 必要なモノ・エネルギーを必要な量だけ使用します。
- 関係する環境保護法令や基準を遵守します。
- 製品やサービスの開発・提供のすべての段階で環境への配慮を織り込みます。
- 3R (Reduce, Reuse, Recycle) で廃棄物は極力減らし、適正に処理します。
- 身近な動植物を愛し、生態系の維持に努めます。
- 社内外を問わず、環境活動には積極的に参画します。



川崎重工業株式会社

<https://www.khi.co.jp/>